

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 30 年 3 月 9 日

豊後大野市長 川野 文敏

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

緒方町木野地区（更新）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 22 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

【経営体数】

法人	経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・木野水田飼料利用組合（以下、組合という）を中心に飼料作物の生産に取り組み、土地の利用調整を行っている。今後も組合を中心に農地の利用調整を行う。
- ・耕作できない農地が発生した場合は、中心となる経営体で積極的に引き受けて管理していく。